



都市環境

まちづくりの基本的方向

- 1 多摩川の水辺空間の保全と活用
- 2 鶴見川・矢上川の水辺空間の活用
- 3 身近な水辺の整備
- 4 緑の拠点としての既存公園の整備と身近な緑の創出
- 5 地域特性を活かした豊かな街なみづくりをめざします
- 6 人と環境が共生するまちを育みます

1 多摩川の水辺空間の保全と活用

<現状・課題>

- ・多摩川河川敷には、多くの動植物が生息する都市の中の貴重な自然環境が残されており、区民にやすらぎと潤いを提供する幸区の財産であることから、貴重な自然環境を保全・育成していくことが求められています。また、河川敷のトイレや水飲み場の整備など、利用環境の向上を図り、誰もが快適に利用できる親水空間、緑地空間とすることが求められています。
- ・市街地と多摩川の間には、交通量の多い多摩沿線道路があることから、多摩川へのアクセス環境が十分ではなく、市街地から多摩川へのアクセスの改善が課題となっています。

(1) 区民に身近な自然環境づくりと区民が楽しめる親水空間づくり

- ・多摩川は、都市計画緑地として指定されているとともに、一部が風致地区にも指定されていることから、治水安全度の向上と、かけがえのない自然の恵みの次世代への継承、健全な水循環系の実現を図る流域全体を視野に入れた総合的な治水対策、生物多様性の保全回復をめざす「多摩川水系河川整備計画」と連携して、川を活かしたまちづくりをめざします。
- ・多摩川河川敷は、多くの市民が楽しみ憩える空間として、自然環境の保全や景観の保全、スポーツ・レクリエーション、環境学習の場等としての活用をめざして、「多摩川プラン」を策定し、市民や河川管理者との協働・協調の取組により、魅力ある水辺空間づくりに努めます。

(2) 市街地から多摩川へのアクセスの向上

- ・市街地から多摩川への市民のアクセスを改善するために、国が実施する高規格堤防（スーパー堤防）整備事業と連携して、戸手4丁目地区の市街地整備を進めるとともに、御幸公園と多摩川緑地の一体的な整備、人と川とのふれあい対策事業（緩傾斜スロープ整備等）と連携した歩行者空間の改善を検討します。

2 鶴見川・矢上川の水辺空間の活用

< 現状・課題 >

- ・鶴見川、矢上川の治水対策は比較的進んでいるものの区民が身近に水辺にふれあえる空間が少ない現状にあります。治水安全性の確保とともに、市民生活にやすらぎを与える貴重な自然空間として、自然環境の再生、市民が自然とふれあえる安全で快適な河川環境の整備が求められています。

- ・鶴見川水系の鶴見川、矢上川においては、流域の健全な水循環の回復をテーマとして治水安全度の向上、平常時の水環境の改善、流域の自然環境の保全・回復、震災・火災時の安全支援、流域意識を育む水辺ふれあいを総合的に管理する「鶴見川流域水マスタープラン」と連携して、河川整備や河川環境の改善に努めます。
- ・鶴見川、矢上川の自然環境や河川景観を活かした水辺にふれあえる場の整備を働きかけます。
- ・鶴見川と矢上川の合流点を川辺・水辺の拠点として、生物生息環境の回復、創出や環境学習の場としての活用を働きかけるとともに、矢上川沿いの散策路の確保や、緑の拠点である夢見ヶ崎動物公園とを結ぶ小倉緑道の環境整備に努めるなど、水と緑のネットワークの形成をめざします。

3 身近な水辺の整備

< 現状・課題 >

- ・かつて幸区には、二ヶ領用水を中心に多くの堀が張りめぐらされ、暮らしを支える重要な水路がありました。しかし、都市化の進展により多くの水路が暗きょ化され、その上部は道路や緑道として利用されています。
- ・二ヶ領用水などの水路は、地域の歴史や文化資源であるとともに、人々の生活に潤いを与える貴重な水辺空間であることから、可能な場所については身近な水辺として整備することが求められています。

- ・二ヶ領用水など市街地の中の水辺空間は、貴重な水と緑のオープンスペースとして、良好な都市景観の形成や生活に身近な親水施設としての役割を持っていることから、地域の実情に応じて、二ヶ領用水の親水化に努めます。
- ・下平間周辺地区の町田堀など、水路敷の整備を、計画づくりの段階から市民と共に、検討・整備し、生活に身近な憩いの空間整備を進めます。

4 緑の拠点としての既存公園の整備と身近な緑の創出

< 現状・課題 >

- ・幸区は、公園の数や面積が少なく、また、既存公園についても、区民に身近に親しまれる公園として整備することが求められています。特に、御幸公園は、小向梅林の歴史性を大切にしながら、多摩川緑地と隣接するという立地特性を活かした公園整備が求められています。
- ・夢見ヶ崎公園が位置する加瀬山周辺には、幸区では数少ない生産緑地があり、良好な自然景観が形成されています。また、夢見ヶ崎公園では、市民健康の森の活動で、市民の手により公園の緑を守り、育てる取組が行われています。今後も市民の活動を支援しながら、人々が自然とふれあえる空間として、加瀬山周辺の自然環境を守り、育てていくことが求められています。
- ・緑豊かなまちの形成に向けて、公共空間の緑化を進めるだけでなく、民有地においても、所有者自らが積極的に緑化運動を推進していくことが必要です。

(1) 計画的な公園・緑地の配置と方針

- ・緑のネットワークの形成や都市気象の緩和、大気汚染の軽減、騒音の防止などを図るとともに、野鳥や昆虫などの小動物の生息空間を確保し、身近な自然とのふれあいの場の提供など、環境保全の視点から、計画的な公園・緑地の配置に努めます。
- ・緑とオープンスペースの確保や市民が快適に利用できるスポーツ・レクリエーション施設の確保の視点から、計画的な公園・緑地の配置に努めます。
- ・都市の安全性の向上を図るために、災害の防止に資するよう避難地、避難路、防災遮断帯としての機能を有する公園・緑地の計画的な配置に努めます。

(2) 緑の拠点としての御幸公園の整備

- ・多摩川の高規格堤防（スーパー堤防）整備事業と調整を図りながら、市民の憩いの場、緑の拠点として、市民と共に御幸公園の再整備を進めます。

(3) 豊かな自然環境や景観を活かした夢見ヶ崎公園の整備

- ・夢見ヶ崎公園が位置する加瀬山周辺では、都市の景観や環境に寄与する優良な農地が生産緑地として保全されていることから、市民と共に豊かな自然環境や景観などの地域特性を活かした公園づくりをめざします。
- ・緑の拠点の形成に向けて、市民協働による「市民健康の森」の取組など、地域の貴重な自然を守り育てる市民の活動を支援します。
- ・加瀬山周辺では、縄文・弥生時代の土器等の歴史遺産が発掘されていることから、市民と共に加瀬山周辺の自然や歴史を活かした道路緑化、散策路の設定、案内板の設置など、地域の自然と歴史を活かしたまちづくりをめざします。
- ・開発が行われる場合には、事業者に対して、計画の構想段階から情報を提示し、緑の保全と緑化の推進への協力を求めていくとともに、開発対象箇所の自然環境の保全・回復に向けた配慮を要請する制度の運用により、緑地の保全・回復・創出を指導します。

(4) 生活に身近な公園の整備

- ・地域の身近な「街区公園」は、地域のニーズに沿った特色ある公園の整備に努めます。
- ・身近な公園・緑地は、地域コミュニティを育む拠点として、公園の維持管理や利用調整を行う「公園緑地管理運営協議会」を地元に組織し、住民主体による身近な緑の育成活動を支援します。

(5) 街なかの緑化による水・緑のネットワークづくり

市街地の緑化

- ・多摩川や二ヶ領用水などを活かした水辺空間の整備、多摩川緑地や夢見ヶ崎公園などの「緑の拠点」整備、生活に身近な公園・緑地の整備、民有地の緑化、道路緑化などにより、水と緑のネットワークの形成をめざします。
- ・市街地再開発等の大規模な土地利用転換にあたっては、「緑化指針」等に基づき、緑化地の創出を適切に誘導します。
- ・一定幅員以上の幹線道路において、道路緑化に努めるとともに、沿道の街なみ景観の向上・改善に取り組む住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・街なかの小さな緑を創出し、潤いのある市街地を形成するため、市街地においては、公共公益施設の緑化に努めるとともに、市民や事業者との協働により、生垣緑化や駐車場緑化、屋上緑化、壁面緑化等、事業所緑化などの民有地の緑化を促進し、環境や景観の向上に寄与する市街地の緑化の推進に努めます。
- ・工場を始めとした事業所の緑化を誘導するとともに、緑地環境の維持・保全を促進します。
- ・住民からの申請に基づき「地域緑化推進地区」を認定し、住民の発意による主体的な地域緑化の活動を支援します。
- ・遊休地となっている公共事業予定地や街かどのオープンスペース等を活用し、花壇の設置や緑化を進める、市民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。

5 地域特性を活かした豊かな街なみづくりをめざします

< 現状・課題 >

- ・幸区には、貴重な水辺空間としての多摩川、鶴見川、矢上川や古くからの歴史が残る加瀬山、本市の顔として新しい街なみづくりが進む川崎駅西口地区、新しい科学・技術産業創出の場としての新川崎地区（操車場跡地）など、多様で特徴的な地域資源があります。これらの地域資源を活かし、区民にとって魅力的な街なみを創出することが求められています。

(1) 川崎駅西口地区の街なみづくり

- ・都市景観形成地区である大宮町地区では、西口らしい豊かさを感じる、落ち着いた景観づくりを進めており、今後は周辺の市街地との調和を図りながら、地区全体で本市の玄関口にふさわしい景観づくりをめざします。
- ・川崎駅周辺地区は「緑化推進重点地区」として、さいわい緑道や南河原公園等の既存の緑を活かしながら、潤いのある豊かな緑を増やすことにより、市民がホッとするまちをめざして、市民、事業者との協働により、区役所及びその周辺の緑化や街路樹の整備、公園・緑地の整備等を進めるとともに、民有地の緑化の取組を支援します。

(2) 新川崎・鹿島田駅周辺地区の街なみづくり

- ・新川崎地区（操車場跡地）では、民間開発の適切な誘導と都市基盤の整備により、K²（ケイスクエア）タウンキャンパスやKBIC（かわさき新産業創造センター）等のものづくり・研究開発機能、緑を中心とした憩いや交流・学びの場、商業、都市型居住などの諸機能が調和した特色ある街なみづくりをめざします。
- ・鹿島田駅周辺地区では、市街地の再整備にあわせて、植樹帯の設置や街路樹の植栽など幹線道路の緑化に努めるとともに、住民や商店街組織の発意による主体的なまちづくり活動を支援し、良好な沿道の街なみ景観の形成をめざします。
- ・鹿島田地区周辺では、町田堀を緑の空間として整備するなど、地域の特性を活かした街なみづくりを進めます。

(3) にぎわいと調和の取れた街なみづくり

- ・ 尻手駅や矢向駅などの鉄道駅周辺では、地区コミュニティの拠点として、地区計画や建築協定等を活用した土地利用や街なみ景観のルールづくりをめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・ 潤いのある街路空間を創出し、緑のネットワークを形成するために、住民との協働により植樹帯の設置や街路樹の植栽等、道路緑化に努めます。

(4) 住宅地の街なみづくり

- ・ 緑豊かで良好な街なみ景観づくりに向けて住宅地の緑化の推進に努めるとともに、地区計画や建築協定等を活用した土地利用や街なみ景観のルールづくりをめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。

(5) 地域の自然や文化資源を活かした街なみづくり

- ・ 多摩川の水辺景観の保全と沿川市街地を含めた一体的な景観づくりを進めるために、市民とともに「多摩川景観形成ガイドライン」を作成します。
- ・ 都市における基調な自然環境と地域の歴史文化資源として、二ヶ領用水沿いの街なみ景観の形成に向けて、水辺空間を活かした公共空間整備や周辺市街地における景観のルールづくり等、住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。

(6) 幹線道路沿道の街なみづくり

- ・ 沿道商業施設の立地がみられる幹線道路沿道地域では、屋外広告物の適切な管理に努めるとともに、景観のルールづくり等、住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援し、連なりのある良好な沿道景観の形成をめざします。
- ・ 住民との協働により、放置自転車問題を地域の課題としてとらえ、快適な歩行空間の確保に努め、快適に買物できる商店街の形成をめざします。

6 人と環境が共生するまちを育みます

< 現状・課題 >

- ・ まちは、健康な人も、障害のある人も、大人も子どもも、高齢者も若者も、また性別に関係なく、誰もが安心して生活できることが重要です。幸区においても、まちの様々な障壁や幹線道路沿道における騒音・排気ガスや河川の水質汚濁等の諸問題を解消し、安全で快適な都市環境を確保することが求められています。
- ・ 近年は地球温暖化やヒートアイランド現象、集中豪雨の多発など、地球規模での環境問題が社会的課題になってきています。今後のまちづくりを進めていく上で、環境問題に対する諸施策と連携した持続可能なまちづくりが求められています。

(1) 自動車公害対策の推進

- ・ 自動車の排出ガスの低減や低公害車の普及、自動車利用の抑制などを推進し、自動車公害の防止に努めます。

(2) 市民の快適な生活環境の創造

- ・産業公害や都市生活型公害の防止を図るために、用途地域等の地域地区の指定にあたっては、環境との調和に配慮した土地利用の誘導に努めます。
- ・都市施設の整備や市街地開発事業の実施にあたっては、地域の環境特性を十分把握し、周辺環境との調和や大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音・振動、雨水流出、廃棄物の増加等による環境影響への配慮に努めます。
- ・工場跡地等の大規模な土地利用転換にあたっては、周辺市街地との調和や環境改善等に資する計画的な土地利用の誘導に努めます。また、有害物質等による土壌汚染対策の事業者等の適切な取組を指導します。
- ・一定規模以上の建築物等の建築にあたっては、大気汚染や騒音・振動、水質汚濁、土壌汚染等の公害を防止するため、環境に配慮した適切な土地利用や施設整備を誘導します。
- ・土地の区画形質の変更を伴う大規模な開発行為に対しては、周辺の環境特性や土地利用と整合するよう、緑地や生物の生息環境への配慮や水質汚濁、雨水流出、廃棄等による環境への影響の配慮を適切に誘導します。
- ・工場や事業所等からの大気汚染、悪臭、水質汚濁、土壌汚染、騒音・振動等の公害を防止するため、事業者等の適切な取組を指導します。

(3) 環境に優しい循環型のまちづくり

- ・地球環境問題への対応を考慮し、資源・エネルギーの効率的な利用、廃棄物の発生・排出抑制、再利用・再生利用、水循環構造の保全・再生等の視点に立って、環境負荷が少なく、循環的な社会システムの構築をめざした都市構造の形成や土地利用の誘導、都市施設の整備を進めます。
- ・公共施設等への太陽光発電システムやコージェネレーションシステム等の導入に努めるとともに、民間における新エネルギーの普及・促進を進めます。

(4) 都市の安全、快適な環境づくりをめざした下水道の整備

- ・安全で快適な都市環境を実現するために、浸水防止や水洗化による生活環境の向上、公共用水域の水質保全を図る下水道施設の早期完成をめざします。下水道整備については、市街化区域全域の整備を図り、雨水整備については、計画対象降雨5年確率（時間雨量 52mm）を10年確率（時間雨量 58mm）に引き上げることを目標に進めます。
- ・老朽下水管の再整備や加瀬水処理センターやポンプ場の計画的な維持管理と更新を進めます。